

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回枚方市ふるさと寄附金推進事業 支援事業者選定審査会
開 催 日 時	令和6年4月24日（水） 18時00分から20時30分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館4階 第3委員会室
出 席 者	亀岡委員、佐野委員、高橋委員、中島委員、新田委員
欠 席 者	—
案 件 名	(1) 審査会の会長・副会長の選出について (2) 諮問 (3) 審査会の運営について (4) 枚方市のふるさと納税の取り組みについて (5) 枚方市ふるさと寄附金推進事業プロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル 募集要件等について (6) その他
提出された資料等の名	【資料1】枚方市ふるさと寄附金推進事業支援事業者選定審査会委員名簿 【資料2】諮問書（写） 【資料3】ふるさと納税制度の取り組み～枚方市の現状と今後の展開～ 【資料4-1】枚方市ふるさと寄附金推進事業プロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル 募集要項（案） 【資料4-2】仕様書（案） 【資料4-3】選定審査表（案） 【資料4-4】様式集（案） 【資料5】審査会開催日程（案） 【参考資料1】枚方市附属機関条例（抜粋） 【参考資料2】枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程・枚方市情報公開条例（抜粋）
決 定 事 項	1. 会長に佐野委員、副会長に高橋委員を選任した。 2. 会議等の公開・非公開について、会議は非公開、会議録及び提出資料については答申後、業者に不利益な内容とならないよう配慮した上で公表、として決定した。 3. 募集要件等について、意見等を踏まえ、会長・副会長と相談の上で事務局にて調整し、委員へ報告し決定する。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条1項第6号に該当するため。

<p>会議録等の公表、非公表 の別及び非公表の理由</p>	<p>本審査会の答申後に公表</p>
<p>傍 聴 者 の 数</p>	<p>—</p>
<p>所 管 部 署 ( 事 務 局 )</p>	<p>市長公室 広報プロモーション課</p>

## 審議内容

### 《総括》

- 【開催可否】 会議の開催について、委員全員の出席により会議が成立していることが確認された。
- 【案件1】 会長・副会長の選任について事務局より説明を受け、満場一致で事務局案を了承し、会長に佐野委員、副会長に高橋委員を選任した。
- 【案件2】 市長公室長から会長へ諮問、事務局より諮問の趣旨等の説明を受けた。
- 【案件3】 審査会の運営について事務局より説明があり、会議は非公開、会議録及び提出資料については答申後、業者に不利益な内容とならないよう配慮した上で公開、として満場一致で決定した。
- 【案件4】 枚方市ふるさと納税の取り組みについて事務局より説明を受けた。
- 【案件5】 枚方市ふるさと寄附金推進事業プロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル募集要件等の案について事務局より説明を受け決定した。
- 【案件6】 その他案件として次回以降開催スケジュールについて確認した。

### 《質疑応答等》

#### 【案件3】

亀岡委員： 何社か応答があった場合、会議録の中でどの業者が応募し、どこが落札したかまで公表することになるのか。公表するにしても中身を精査しないと業者に不都合が生まれるように感じたがどうか。

事務局： 業者説明の内容、それに対する質問内容など、特定され、不利益にならないよう作成し、委員に確認いただいたうえで、確定させていく。

高橋副会長： 資料についても企業が不利益にならないよう企業名等は伏せるなどして公開としたほうが良い。

事務局： 議事録と同様の取り扱いとする。

#### 【案件4】

高橋副会長： 使い道が14種類あるが、寄附をされる方はどの使い道を指定されることが多いのか。

事務局： ポータルサイトの仕様上、使い道を選ばないこともでき、選ばないと「市政全般」になる。そのため、当該使い道を選ばれることが多くなる。それ以外なら、子ども関係やコロナ関係、福祉関係などが多くあった。

- 高橋副会長： 「市政全般」の割合は？
- 事務局： 6～7割程度。
- 佐野会長： 枚方市民の方はどこを選ばれることが多いか。
- 事務局： ふるさと納税の制度上、市民は返礼品をもらえないことから、市民が寄附をすることはほぼ無く、把握できていない。
- 高橋副会長： 同規模の市町村で寄附が伸びているところ、それがどういった商材で伸びているのか。
- 事務局： 北河内の中では、大東市や門真市が突出している。理由としては、大手家電メーカーなどの力がある企業が所在している市町村が、高額の家電を返礼品として出し、寄附に繋げている。反対に、寝屋川市は同規模の市町村だが寄附額は少ない。枚方市も大手家電メーカーなどの返礼品がないのが現状。和泉市も同様の特徴があるが、プロモーションに力を入れたことにより、寄附額が6,7億円ほどまで伸びている。タオルやコーヒーなど、幅広い商品をプロモーションし、結果として寄附額の増額に繋がったと考えられる。
- 佐野会長： 枚方市においても最近ではホップを栽培されているので、地ビールなども返礼品としていけるのではないかな。
- 事務局： すでに返礼品として登録いただいております、力をいれていきたいと思っておりますが、地ビールということで、自前の工場がなく、生産数が少なくロットを増やせていない状況で、現在は掲載を一時停止している。事業者としても今後生産数を伸ばしていこうとしている。
- 佐野会長： 五六市においても、色々な枚方産スイーツなどが出ており、非常に賑わっている印象があるが、そういったものが返礼品になっているのか。まず商品開拓を行うことも大切かと思われるが、どうか。
- 事務局： 返礼品としての価値の高いものを扱っている事業者は多くいらっしゃると思います。スイーツについてはすでに出ているものもあるが、当該ジャンルの競争率は高いため、ランキングには上がりづらい。そういった返礼品はPRを活用して伸ばしていき、事務局は新規開拓など行うなど、両輪で頑張っていきたい。
- 事務局： 資源をもっている行政が寄附を集めやすい。現在人気のある返礼品は枚方のイメージにないものが多いが、枚方は商工業が盛んで、小さい企業でも活路を見いだしているということがわかる。和泉市についても、同じように資源がない中で、寄附者に伝わらないということを課題にし、改善した結果、数字を伸ばすことにつながってきていると思われる。本市においてもこの点を伸ばしていくとともに、商品開発なども行い、それをうまく皆さんに伝えていけるようにしたいと思っている。

新田委員 枚方市の農産物や有名企業の商品、といったものは思いつかない。そんな中で上位商品を見たときに、乳液や腸内フローラ検査キットなど珍しいものがあるが、これはPRをした結果なのか、たまたま自然発生的に人気が出たのか。ランキング上位に上がっているのはなぜか。

事務局： 腸内フローラ検査キットは摂南大が研究し、民間企業が開発するという産学連携で開発された。また、腸内フローラがテレビでも多くとりあげられたことや、開発された方がテレビで枚方の返礼品としても取り上げられている話をされたりし、メディアの目に触れ、伸びたと思われる。

トゥヴェールは楽天で殿堂入りしたこともある商品。そもそも人気があった商品で、それがふるさとでもらえるということから、伸びたのではないかと推測される。また、大手化粧品会社の類似商品が高額で出品されているのと比較し、安価で手に入るというところも伸びるきっかけになったのではないかと考えている。

新田委員： ポータルサイトで、商品を選んだ・知ったきっかけをアンケートで聞かれることがあるが、そういったアンケートを分析し、ふるさと納税に至った経緯などは把握しているのか。

事務局： 現状その部分の活用はできていない。プロモーションを行う上で大切な部分だと認識しているので、今回の事業の中で、そういった部分も拾い上げ活用していけたらと思っている。

高橋副会長： トップ1・2の商品を選ばれている方のエリアや年代などのデータはあるのか、確認をしておいてほしい。どういったデータが市にあるのかがわかっているだけで、戦略として変わってくる。売上上位商品を選んでくれた人にインタビューなどでできれば、よりリアリティも増す。

佐野会長： リポートがあるかどうかなども重要になってくるので、その部分も分かった方がよい。

高橋副会長： そういったところを、選定するときどういう風に企画として持ってきてくれるのか、それが我々の感覚としっくりくるかどうかというすり合わせ行うことが審査をするうえで重要になる。

高橋副会長： 事業者登録をできる・できないの条件はあるのか。

事務局： 事業者登録の要件自体は「関係法令を遵守している」や「暴力団関係者でない」など一般的な事項のため、市外事業者であってもできるが、地場産品基準のほうが厳しくみられる。商品価値の半分以上が枚方市で生み出されていることが必要という条件がある。そのため返礼品のご提案をもらった中で、選別させてもらっている。ただ、基準が変わることによって出せなくなったものもある。本社が市内にあった場合でも、実際に生産されているのが市外だと出せないなどのルールもある。

【案件5】

中島委員： 募集要項（案）の提案上限額の金額根拠は何か。当該業務を行う上で十分か。

事務局： 金額が十分だとは思っていない。ふるさと納税は寄付額に対して経費が5割を超えてはいけないというルールがある。当該金額には人件費やサイト使用料、中間業務料などに加え、広告費も入ってくる。枚方は経費に余裕があるわけではないため、広告費に充てられるのは今年度寄附金目標額である3.5億の2%程度であり、この金額となった。ただし、請求の関係でサイト内広告費用の280万は別建てにする必要があるため分けているが、トータルとして669万が広告に使える費用となる。

中島委員： 4.参加資格要件に4億の実績とあるが、例えば「1億円⇒3億円」まで寄附額をあげた実績がある優秀な事業者が省かれてしまうのではないか。

事務局： 再検討する。

中島委員： 提出資料のページ上限はもうけないのか。無制限だと資料の確認が非常に大変になる。

事務局： 他市の状況などを踏まえながら制限を設ける。

中島委員： 7.（1）審査体制において、『経済団体』等の表記に変更してほしい。

事務局： 修正する。

中島委員： 7.（3）審査項目の2.（1）はどの業者も分析した上で手を挙げるだろうから、差別化しにくいのではないか。

事務局： まったくできていない事業者を選別するために必要だと考えているので、できれば残したい。

中島委員： 同審査項目の1.（2）の内容と重複している気もする。

事務局： どちらかを省く方向で検討する。

中島委員： 同審査項目2.（4）～（6）は事業者にとってわかりにくいのではないか。また我々も見聞きしたときに判断に困りかねない。全般的に同じような内容となっていることも気になる。「戦略」や「施策」が混在していることも分かりにくい要因と考える。

事務局： 審査項目及び「戦略」と「施策」の使い分けの見直しを行う。

中島委員： 同審査項目5. の金額が妥当なのか判断しにくい。

事務局： 金額については事前に市で一定点数化するが、金額が低い方が点数は高くなると思う。しかしながら、「安かろう悪かろう」を選定しないため

に、他の項目で差別化できるようにする。

亀岡委員： 金額が高いか安いかの判断をつけにくい。

高橋副会長： この範囲で何をしてくれるのか、こちらが納得できればいいのかなど  
思っている。

中島委員： 差別化するような商品開発が必要なのでは。開発補助金とかあれば。

事務局： 開発に関しても活用していきたいと考えている。

高橋副会長： 同審査項目 2. (4) (5) について、効果をどう判断するかが難しい。効果  
と目標部分をもう少しブラッシュアップして、審査がしやすいような形  
にしてはどうか。また、審査表の点数が 2 点刻みになっているが、1 点  
刻みの方が差別化を図れると思う。

事務局： 見直す。

高橋副会長： 採点について、他の委員の点数を公表し、意見を聞くといった段取り  
にするのがよいと思うがどうか。その方が委員会の総意となるように思  
う。

事務局： 検討する

佐野会長： 申し込みが多かった場合に、同点になることを避けるためにも、点数  
は細かいほうがよいと思う。

高橋副会長： 答申の際に委員のビジョンがバラバラなままにならないようにしま  
しょう。

高橋副会長： 1 社も申し込みがなかった場合はどうするのか

事務局： スケジュールを再設定し、再募集する。

佐野会長： 669 万円でどのようなものができるのか、相場はあるのか。ふるさ  
と納税の 5 割ルールがあるため仕方ないし、いいものができることを期待  
するしかないが。

事務局： 事業者のノウハウの中で、納税が集中する時期や伸びやすいサイトに  
重点を置くなど、この金額でできる最大の効果を期待できる提案をして  
ほしいと思っている。

佐野会長： ポータルサイトの 4 社すべてに広告を組み込む必要があるか。

事務局： 例えば、枚方市では寄附が最も多いサイトがあるが、一般的にはもっ  
とシェアが多いサイトもあると聞いているため、ここは伸びしろが十分  
あると思う。そのため、当該サイトだけを伸ばすといったことも戦略の  
一つかと思う。

佐野会長： 4つのサイトに組み込む難易度を業者に聞かれたら答えるのか。  
事務局： 各ポータルサイトを運営するためのシステムは市が持っている。業者に実際に触ってもらうつもりである。

佐野会長： 検討データはできるだけ提供したほうが、調査費用等を抑えることにつながると思う。

事務局： できる限りは渡していきたいと思っている。仕様上どこまで渡せるか今後詰めていく。

中島委員： 389万円という金額だと、8～3月に従事する中で、責任者と担当者が兼任不可だと、2人分の人件費がかかるため、これだけでかなり経費を圧迫するのではないか。加えて印刷費等もかかるので、大手は手を上げないのではないか。

事務局： 窓口になってもらう責任者は枚方市専任になる必要は無いが、省くことも含め見直す。

新田委員： なぜ兼任禁止にしているのか。主旨によっては違う観点からの検討が必要かとも思うので、兼任禁止の理由も踏まえて議論が必要ではないか。

事務局： 前例に倣った。大きい事業者ばかりが手を挙げるわけではないし、今回の条件からは省くことも必要であると考ええる。

佐野会長： 大きい会社なら問題ないが、小さい会社などは、打ち合わせに毎回出席するなどのノルマが大変になってくると思う。クオリティが保たれているなら兼任禁止にしなくてもよいと思う。

事務局： 兼任要件の必要性を深掘りし、マネジメント上必要である理由があれば、説明させてもらう。

佐野会長： リスク回避等の目的があるとは思うが、小さい企業はしんどくなってしまう。再検討願います。

新田委員： 4. 資格要件①の証明資料の提出を求めているが、契約上そういったもの（他市との契約書）を出せるのか。契約内容や契約書を開示しないという条件を入れていた場合、提出することはできないと思うため、代わりに提出してもらう書類などを検討しておく必要があると思う。

事務局： 契約していた市町村名だけを教えていただき、こちらから当該市町村に聞き取りすることにより裏取りができると考えている。

高橋副会長： 実績先である市町村に確認するというのも守秘義務的に厳しいかもしれない。企画の中で実績を示してくださいとしたほうが、広く手を

挙げてもらえるのではないか。

事務局： 要件としては緩和する方向で見直し、7.(3) 審査項目(6)「同種・類似業務実績による知見」などでご判断いただくようにする。

中島委員： プロポーザルの場合、業者は公表されるのか。

事務局： 確認しておく。